

『日本書紀』白雉四年の遣唐使記事について

南 友 博

一、はじめに

『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条について、鬼頭清明氏^{〔1〕}は、吉士長丹等の唐への派遣を疑われている。その根拠として、「第一に、白雉四年（六五三）

夏五月辛亥朔壬戌の遣唐使には大使が二人いて、押使が欠如している事、第二に、この遣唐使に同行した学問僧に関する記事と白雉五年（六五四）二月の遣唐使（高向玄理）に関する記事との関係が疑わしい事」の二点を上げておられ、この記事と対をなす『日本書紀』白雉五年（六五四）七月是月条にみられる吉士長丹への賜封を否定しておられる。さらに、鬼頭氏は大化年代における食封についても否定的な見解を示しておられ、この見解がしばしば大化年代の食封の存否に関して大きな影響を与えている。しか

し、その根拠の一つとなる鬼頭氏の遣唐使派遣を疑う見解には疑問を感じるので、この記事を検討していきたい。

二、白雉四年の遣唐使について

白雉四年（六五三）の遣唐使に関する記事は、

(A) 『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条である。（～）内は割註

(A) 四年夏五月辛亥朔壬戌。發遣大唐大使小山上吉士長丹。

副使小乙上吉士駒。（駒。更名糸。）学問僧道嚴。道通。

道光。恵施。覚勝。弁止。恵照。僧忍。知聡。道昭。

定恵。（定恵。内大臣之長子也。）安達。（安達。中臣

渠每連之子。）道観。（道観。春日粟田臣百濟之子。）

学生巨勢臣葉。（葉。豊足臣之子。）水連老人。（老人。

真玉之子。或本。以学問僧知弁。義徳。学生坂合部連
磐積而増焉。并一百廿一人。俱乘一船。以室原首御田。
為送使。又大使大山下高田首根麻呂。〔更名。八掬脛。〕
副使小乙上掃守連小麻呂。学問僧道福。義向。并一百
廿人。俱乘一船。以土師連八手為送使。

この記事によると、白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌に、小山上吉士長丹を大使、小乙上吉士駒を副使とし、学問僧道嚴・道通・道光・恵施・覚勝・弁正・恵照・僧忍・知聡・道昭・定恵・安達・道観等、学生巨勢臣葉・氷連老人を含む一二一人を一隻に乗船させ、室原首御田を送使とした。また、別到大山下高田首根麻呂を大使、小乙上掃守連小麻呂を副使とし、学問僧道福・義向を含む一二〇人の一隻を仕立て、土師連八手を送使としている。
つぎに白雉四年（六五三）の遣唐使がみられる記事は、(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条で、次の通りである。

(B) 二月。遣大唐押使大錦上高向玄理。〔或本云。夏五月。遣大唐押使大華下高向玄理。〕大使小錦下川辺臣麻呂。副使大山下薬師恵日。判官大乙上書直麻呂。宮首阿彌陀。〔或本云。判官小山下書直麻呂。〕小乙上崗君宜。

置始連大伯。小乙下中臣間人連老。〔老。此云於嶮。〕田辺史鳥等。分乘二船。留連数月。取新羅道泊于莱州。遂到于京奉觀天子。於是東宮監門郭文拳悉問日本国之地里及国初之神名。皆隨問而答。押使高向玄理卒於大唐。〔伊吉博得言。学問僧恵妙於唐死。知聡於海死。智国於海死。智宗以庚寅年付新羅船帰。覚勝於唐死。義通於海死。定恵以乙丑年付劉徳高等船帰。妙位。法勝。学生氷連老人。高黄金。并十二人。別倭種韓智興。趙元宝。今年共使人帰。〕

大錦上高向玄理を押使、小錦下川辺臣麻呂を大使、大山下薬師恵日を副使とし、判官に大乙上書直麻呂・宮首阿彌陀・小乙上崗君宜・置始連大伯・小乙下中臣間人連老・田辺史鳥等をおき、二隻の船を派遣し、数ヶ月かけて新羅道を経て莱州に到着し、長安について天子に拝謁した。東宮監門郭文拳は、日本国の地理と国初めの神の名を質問し、皆この問いに答えたあと、「押使高向玄理卒於大唐。」と、押使高向玄理が唐で卒した事を示したものである。『日本書紀』本文と割註『或本』とでは出発時期、及び官位等の記載に差異があるものの、本論考への影響はない。また、高向玄理は、白雉五年（六五四）二月以降に卒したと考え

られる。この記事は(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条と違つて、遣唐使の出発からその後の行動について記載されている。

最後の長文の割註は、伊吉博得言を引用して学問僧と学生との消息を記載している。その内容は、唐で死亡したものは、恵妙・覚勝の二名、海で死亡したものは、知聡・智国・義通の三名、智宗は庚寅年に新羅の船に同乗して帰朝、定恵は乙丑年に劉德高等の船に乗つて帰朝、妙位・法勝及び、学生氷連老人・高黄金等合わせて一二人と、別倭種韓智興、趙元宝は今年使人と共に帰朝したという。

その後、(C)『日本書紀』白雉五年(六五四)秋七月甲戌朔丁酉条には、

(C)秋七月甲戌朔丁酉。西海使吉士長丹等。共百濟。新羅送使泊于筑紫。

と、吉士長丹等が、百濟・新羅の送使と共に筑紫に泊まつたことがみえ、ついで、(D)『日本書紀』白雉五年(六五四)七月是月条には、

(D)是月。褒美西海使等奉对唐国天子。多得文書宝物。授小山上大使吉士長丹以小華下。賜封二百戸。賜姓為具氏。授小乙上副使吉士駒以小山上。

と、吉士長丹に小華下への叙位と賜封・賜姓、及び、吉士駒に小山上の叙位があった。最後に、(E)『日本書紀』斉明元年(六五五)八月戊戌朔条には、

(E)八月戊戌朔。川辺臣麻呂等自大唐還。

と、白雉五年(六五四)二月に出発した遣唐使の帰朝がみられる。以上が白雉年間における遣唐使関係の記事である。

(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条には、小山上吉士長丹と、大山下高田首根麻呂の二名の大使がいて、押使が任命されていない。鬼頭氏はこれを疑問の第一としている。しかし、この当時、遣唐使の編成は固定したものではない。遣唐使の中に押使がみられる史料は、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条にある高向玄理と、『続日本紀』靈龜二年(七一六)八月癸亥条に

(前略)是日。以從四位下多治比真人県守為遣唐押使。

從五位上阿倍朝臣安麻呂為大使。正六位下藤原朝臣馬養為副使。大判官一人。小判官二人。大録事二人。小録事二人。

とみえる多治比真人県守の二例のみである。その他の遣唐使に押使がいたという史料はみられない。このようにみると、押使の存否が(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五

月辛亥朔壬戌条を疑う根拠にはなり得ない。

次に、鬼頭氏が疑問としておられる大使が二人いる事も、大使吉士長丹以下学生氷連老人等二二人を第一組、大使高田首根麻呂以下学問僧義向等二〇人を第二組として遣唐使が編成された結果であろう。この編成方法は、いずれか一方の組が遭難しても他方の組が必ず唐に到着するため採られた方法で、この遣唐使が重要視されていたと考えられる。このようにみると、大使が二人いることも疑問の理由としては薄弱であろう。事実、高田首根麻呂の一行は出発直後に遭難している。

次に、鬼頭氏は、(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条にみえる遣唐使に同行した学問僧に関する記事と白雉五年(六五四)二月の遣唐使(高向玄理)の記事との関係が問題であると論じておられる。鬼頭氏の述べておられる関係とは、(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条にみえる学問僧・学生と、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条に引用された伊吉博得言にみえる学問僧・学生とで重複してでてくるものが、知聡・覚勝・定恵・氷連老人の四名があるが、その内、注目されるのは定恵であり、『家伝』には白鳳五年(白雉五年)に

入唐したことになっていて、博徳書と一致している。(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条の吉士長丹等の遣唐使派遣の所伝と、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条の伊吉博徳書及び『家伝』の所伝とは異なる。ここから鬼頭氏は、どちらが正しいか速断できないが、他に一致する所伝を持たない長丹の所伝はおおいに疑わしいと述べられている。

この点について、(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条、及び『家伝』の関係を検討する前に、伊吉博徳書を検討しておきたい。

三、伊吉博徳書の検討

「伊吉博徳書」の引用は、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条の他に、(X)『日本書紀』斉明天皇五年(六五四)秋七月丙子朔戊寅条の割註がある。

(X)伊吉博徳書曰。(中略)十二月三日。韓智興倭人西漢大麻呂枉讒我客。々等獲罪唐朝。已決流罪。前流智興於三千里之外。客中有伊吉連博徳奏。因即免罪。事了

後。勅旨。国家来年必有海東之政。汝等倭客不得東帰。遂逗西京。幽置別處。閉戸防禁。不許東西困苦經年。

(以下略)

(Y) 『日本書紀』 齊明天皇六年(六六〇) 秋七月庚子朔乙卯条の割註があり、

(Y) (前略) 伊吉博徳書云。庚申年八月。百濟已平之後。

九月十二日。放客本国。十九日。発自西京。十月十六日。還到東京。始得相見阿利麻等五人。十一月一日。

為將軍蘇定方等所捉百濟王以下。太子隆等諸王子十三人。大佐平沙宅千福国。并成以下卅七人。并五十許人奉進朝堂。急引移向天子天子恩勅。見前放著。十九日。賜勞。廿四日。発自東京。

また、(Z) 『日本書紀』 齊明天皇七年(六六一) 五月丁巳条の割註に、

(Z) 伊吉博徳書云。辛酉年正月廿五日。還到越州。四月一日。從越州上路東帰。七日。行到檀岸山明。以八日鷄鳴之時。順西南風。放船大海。々々中途。漂蕩辛苦。九日八夜。僅到耽羅之嶋。便即招慰嶋人王子阿波岐等九人同載客船。擬獻帝朝。五月廿三日。奉進朝倉之朝。耽羅人朝始於此時。又為智興僱人東漢草直足嶋所讒。

使人等不蒙寵命。使人等怨徹于上天之神。震死足嶋。

時人称曰。大倭天報之近。

とある。

(B) 『日本書紀』 白雉五年(六五四) 二月条に引用された「伊吉博得言」の性格を、北村文治氏²⁾は、学問僧、学生等十三人の名をあげ、その海外での死没と生還とを記した比較的直載な消息記事のごときものであるとされ、「今年」を白雉五年(六五四)とすることを否定し、何年と正確に言うことはできないが、遣唐使の行動を検討した結果、天智五年(六六六)から天智十年(六七二)の間に、日本の使人として外国船によることなく帰朝した事が明らかなのは、『日本書紀』天智七年(六六八) 正月戊申条「送使博徳等服命」で、ここにみえる伊吉博徳と、彼と共に送使になった笠諸石を使人とし、「今年」を天智七年(六六八)とする説が一つの有力な見解となると述べておられる。

坂本太郎氏³⁾は、伊吉博得言を入唐した人々の消息を簡潔な筆致で述べたものであり、この中にみえる今年は疑いもなく本文の白雉五年(六五四)を指すとして、この記事が(B) 『日本書紀』 白雉五年(六五四) 二月条に付されたとしておられる。また、付加された理由は、そこにあげられた

人々が、本文に出ているのならば、本文の説明としての分の註の意味が考えられるが、一人も出ていないのであるから、両者の関係は、妙位・法勝ら十二人の帰った今年が白雉五年（六五四）に当たるので、その年の遣唐使関係の本文の下に加えたのだと解すると述べておられる。

両氏共に、この伊吉博得言を、前年出發した遣唐使の消息を記したものであるとしておられる。また、この記事にみえる三つの年時について、「庚寅年」は持統四年（六九〇）、「乙丑年」は天智四年（六六五）であるとし、両氏の見解は一致しているが、「今年」については白雉五年（六五四）と天智七年（六六八）とで見解が異なる。それゆえ、伊吉博得言にみえる年時を検討し、(A)『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条と、(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条との関係を考えたい。

(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条に引用された伊吉博得言にみえる年時は三つあり、それは、

I 「智宗。以庚寅年付新羅船帰。」

II 「定恵以乙丑年付劉德高等船帰。」

III 「妙位。法勝。学生氷連老人。高黄金。并二人。別倭種韓智興。趙元宝。今年共使人帰。」である。

I の「庚寅年」は、持統四年（六九〇）にあたり、『日本書紀』にも持統四年（六九〇）九月丁酉条に、

丁酉。大唐學問僧智宗。義徳。淨願。軍丁筑紫國上陽
畔郡大伴部博麻。從新羅送使大奈末金高訓等。還至筑
紫。

とある。智宗がこの年に帰朝したことが記載されていることから、伊吉博得言にみえる「庚寅年」は、持統四年（六九〇）としてよい。

次にIIであるが、「乙丑年」は天智四年（六六五）にあたり、『日本書紀』天智四年（六六五）九月庚午朔壬辰条に、
九月庚午朔壬辰。唐國遣朝散大夫沂州司馬上柱國劉徳高等（等謂右戎衛郎將上柱國。百濟將軍朝散大夫上柱國郭務儂。凡二百五十四人。七月廿八日至于對馬。九月廿日至于筑紫。廿二日進表函焉。）

とあり、定恵はでてこないが、劉徳高がこの年に來朝していることが記されていることより、「乙丑年」は、天智四年（六六五）で問題ない。以上の二点は、坂本氏、北村氏と見解を同じくする。

最後にIIIであるが、坂本氏の「今年」を白雉五年（六五四）とする見解に従いたい。その根拠は以下の通りである。

まず、北村氏の天智七年（六六八）とする説について、伊吉博得言にみえる年号は、「庚寅年（持統四年）」↓「乙丑年（天智四年）」↓「今年」と、年代が逆順になっていることから、「今年」は乙丑年より古いことになり、天智七年（六六八）には当たらない。

つぎに、氷連老人・韓智興・趙元宝の行動を検討する。

氷連老人がみえる『日本書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条には、

乙丑。詔。軍丁筑紫国上陽畔郡人大伴部博麻曰。於天豊財重日足姫天皇七年救百濟之役。汝為唐軍見虜。洎天命開別天皇三年。土師連富杼。氷連老。筑紫君薩夜麻。弓削連元宝兒四人。思欲奏聞唐人所計。緣無衣糧。憂不能達。於是。博麻謂土師富杼等曰。我欲共汝還向本朝。緣無衣糧。俱不能去。願売我身以充衣食。富杼等任博麻計得通天朝。（以下略）

とあり、氷連老人は氷連老とされているが、同一人物として問題ない。趙元宝は弓削連元宝兒と同一人物であるか否かについて問題があるが、二名が同一人物でなくとも「今年」を白雉五年（六五四）とする説には影響がないので本論考では触れない。

氷連老人等は白村江の戦前後に従軍し、捕虜となり、天命開別天皇三年（称制年とすると天智三年（六六四）に当たる）に唐人の計画を知らせに行こうとしたが、衣食がないため出発できないことを憂いていたところを大伴部博麻が身を売って衣食にかえ、土師連富杼等は帰朝することができたという。

これによると、氷連老人は、天智三年（六六四）に唐を出発したことがわかる。帰朝に関しては、『日本書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条に、「富杼等任博麻計得通天朝。」とあり、帰朝した事のわかる者は土師連富杼だけで、その他は「等」と記されるのみで誰が帰朝したのか不明である。仮に、この「等」の中に氷連老人と韓智興が含まれていたとし、「今年」を天智三年（六六四）とする。そう仮定するならば、土師連富杼と氷連老人・韓智興は共に帰朝したことになる。しかし、『日本書紀』持統四年（六九〇）十月乙丑条では氷連老人より先に名がある土師連富杼が、(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条に引用された伊吉博得言に名がみえないから、伊吉博得言にみえる帰朝記事と土師連富杼は関係がなくなるので、「今年」は天智三年（六六四）ではない。

韓智興の行動は、(X)『日本書紀』齊明五年(六五九)秋七月丙子朔戊寅条よると、倭人西漢大麻呂の讒言によって、三千里の流罪に処せられるところを、伊吉博徳が天子に奏したことによって罪を免れている。この記事より韓智興は齊明五年(六五九)には在唐していたことになる。

(Z)『日本書紀』齊明七年(六六一)五月丁巳条に引用された伊吉博徳書に、韓智興の倭人東漢草直足嶋の讒言によって、使人達は唐の朝廷から寵命を受けることができず、使人達の怒りが天に通じて足嶋は雷に打たれて死んだとあり、(X)『日本書紀』齊明五年(六五九)五月七月丙子朔戊寅条に引用された伊吉博徳書と似たような記事であるが、讒言した人物が西漢大麻呂と、東漢草直嶋とで違っている。しかし、同じ伊吉博徳書の引用にあるからおそらく二名が讒言したのであろう。しかし、この記事には、韓智興については何ら記されることはなく、また、この後の韓智興についても記されることがない。

もし、韓智興が二度渡唐したとするなら、まず、白雉四年(六五三)に入唐し白雉五年(六五四)に帰朝、ついで齊明五年(六五九)に再び入唐、帰朝したとするなら齊明七年(六六一)となる。二度渡唐することは、古くは小野

妹子、犬上御田歙をはじめ、薬師恵日、高向玄理等がおり異例な事ではない。

このようにみると、氷連老人・韓智興・趙元宝は白雉四年(六五三)に入唐し翌白雉五年(六五四)に帰朝した。その後、氷連老人は、白村江の戦前後に従軍して、唐の捕虜となり、また、韓智興は齊明五年(六五九)に入唐したとしても矛盾はないので、「今年」を白雉五年(六五四)とすることができる。

しかし、伊吉博得言は(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条に引用されるべきではなく、吉十長丹が帰朝したことが記されている(C)『日本書紀』白雉五年(六五四)秋七月甲戌朔丁酉条に引用されるべきである。それを、『日本書紀』編者が、遣唐使の行動が詳しい(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条に誤って引用したのであろう。

四、定恵の入唐年時について

これまでの考察で、定恵の入唐は白雉四年(六五三)、帰朝は天智四年(六六五)であるとした。帰朝について、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条に引用された伊

吉博得言にみえる定恵の帰朝に関する部分はずきの通りである。

定恵以乙丑年付劉德高等船帰。

これは、定恵が乙丑年＝天智四年（六六五）に劉德高等と共に帰朝した記事である。劉德高の来朝は、『日本書紀』天智四年（六六五）九月庚午朔壬辰条にみられ、(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条に引用された伊吉博得言の定恵の帰朝年時は信頼できる。

定恵の渡唐に関する史料は、(A)『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条、(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条、『貞慧伝』及び、『多武峯縁起』、『多武峯略記』にみられる。

(A)『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条には、「発遣大唐」とみられ、この時が定恵を含む遣唐使の出発であると考えられる。しかし、先にも述べたように、鬼頭氏は、この史料と一致する史料が無いことより、定恵の出発を白雉四年（六五三）とすることを疑われている。

しかし、定恵ではないが定恵と共に入唐したとされる道照⁽⁶⁾について、『続日本紀』文武四年（七〇〇）三月己未条の道照の伝記には「初孝徳白雉四年。随使入唐。」とあり、

道照の入唐年時は『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条の記載と一致している。水野柳太郎氏は、

「白雉四年」が一致しているも、『続日本紀』道照伝が『日本書紀』をみていたと考えるのは、「道照」と「道昭」の相違があるから当たらないと述べておられ、『続日本紀』道照伝は『日本書紀』ではない何らかの史料によって書かれており、道照が同行した遣唐使吉士長丹等の入唐を白雉四年（六五三）とする所伝が『日本書紀』とは別に存在したことになる。ならば、鬼頭氏の「他に一致する所伝をもたない長丹の所伝はおおいに疑わしい。」とする根拠は成り立たない。

さて出発であるが、鬼頭氏が信頼されている(B)『日本書紀』白雉五年（六五四）二月条に引用された伊吉博得言、貞慧伝にみえる定恵の入唐に関する記事から定恵の入唐年時を考察する。

『家伝上』、貞慧⁽⁸⁾にみえる定恵の渡唐の記事には、

貞慧。性聰明好學。大臣異之。以為雖有堅鐵。而非鍛冶。何得干將之利。雖有勁箭。而非羽括。詎成會稽之美。仍割膝下之恩。遙求席上之珍。故以白鳳五年歲次甲寅。随聘唐使。到于長安。住懷徳坊慧日道場。依神

泰法師。作和上。則唐主永徽四年。時年十有一歲矣。
始讀聖道。日夜不怠。從師遊學。十有餘年。既通內經。
亦解外典。文章則可觀。彙隸則可法。以白鳳十六年歲
次乙丑秋九月。經自百齊。來京師也。(以下略)

(傍点は論者が付した)

とある。この記事には、定恵は白鳳五年¹白雉五年(六五四)に唐(長安)に到着したとあるが、これは、その後の「則唐主永徽四年」と矛盾する。永徽四年は、日本の白雉四年(六五三)にあたるので、おそらくどちらかの年時に誤りがあると考えられる。

『元亨釈書』卷第九 感進一 多武峯定慧では、

(前略) 白雉四年。隨遣唐使浮海。乃到長安城。高宗永徽四年也。(以下略)

とあり、白雉四年(六五三)に出発し、唐に到着したことになる。この史料の白雉四年(六五三)入唐は、『日本書紀』によるものか、あるいは、年号の書き方をみると、貞慧伝もしくはそれをうけた史料によったが、入唐年時については、『元亨釈書』作者が白雉五年あるいは白鳳五年(六五四)を白雉四年(六五三)に改めたとも考えられる。

また、貞慧伝には、定恵の日本出発の年時は一切記され

ておらず、定恵の長安到着について記したもので、定恵の日本出発の年時を示す史料ではない。(史料傍点)

定恵の行動を記した史料である神道大系所収『多武峯縁起』(以下『縁起』と略す)には、

(前略) 天智六年丁卯入唐、(私案、入唐年紀日本紀所載異今説、以白雉四年(癸丑)入唐、以天智四年(乙丑)帰朝云々、)

とある。

『縁起』によると、本文では定恵の入唐は、天智六年(六六七)としているが、『縁起』作者が『日本書紀』によって本文の入唐年を白雉四年(六五三)に訂正し、帰朝を天智四年(六六七)とする見解が示されている。

もう一つの多武峯関係史料である、上法院覚眼坊法橋永濟により建久八年(一一九七)に成立した『多武峯略記』(以下『略記』と略す)天巻、草創にみえる定恵の入唐に関する部分には、

(前略) 而入唐帰朝之年紀、塔婆建立之時代、旧記所載相違非一、今以管見舉其異説耳、

荷西記云、定慧和尚、天智天皇治天下丁卯、生年二十
三入唐、天武天皇治天下戊寅帰朝、調右大臣(不比等

也)、問言、大織冠御墓所何地哉、答曰、撰津国嶋下郡阿威山也、爰和尚称有平生契約、引率廿五人參阿威山墓所、掘取遺骸、手自懸頸、既落淚言、吾天萬豊日天皇太子也、宿世契為陶家子、役人荷土、共登談岑、安遺骸於十三重塔之底(云々)、(取意)、日本紀云、天武天皇即位七年戊寅、定慧和尚改大織冠墓所、移倉橋山多武岑十三重塔底(云々)、或記云、和尚天智天皇治天下丁卯入唐、年廿三也、天武天皇第七年戊寅帰朝、創當寺(云々)、

扶桑集云、天智天皇九年庚午閏九月六日、移大織冠廟於多武岑(云々)、

藤氏家伝云、天智天皇庚午閏九月六日、火葬於山階舍、

已上二文、日時雖同、葬所大異、

又同伝云、和尚以白鳳五年甲寅(私云、孝德天皇十年也)到長安、以白鳳十六年乙丑秋九月、經百濟來京師也、以其年十二月廿三日、終大原第、春秋二十三(云々)、

今案、此家伝文聊有疑殆、同伝云、天智天皇八年己巳十月十六日大織冠薨逝(云々)、而今云定慧和尚乙丑歲遷化、如此伝者、大織冠御存生之時、和尚令人滅歟、

若然者、十三重塔非和尚建立歟、將亦非為遺骸安置歟、又薨逝己巳年十月也、至于次年閏九月、不嘗葬事經一年後始火葬歟、如何、

又或記云、天武天皇六年丁丑定慧帰朝、移大織冠廟於大和国十市郡椋橋山、其上建塔(云々)、

(以下略)

とあり、定恵の入唐及び帰朝の年紀については、それぞれの史料によって異なっているため水済の管見を以て、その異説をあげるにとどめている。ここにみえる定恵の入唐年と帰朝年については二つの説が記載されている。

まず、第一の説は、『荷西記』及び『或記』より引用し、入唐を天智六年(六六七)、帰朝を天武七年(六七八)としている。また、入唐時の定恵の年齢を二十三としている。

ついで第二の説は、『藤氏家伝』を引用し、入唐を白鳳五年(永済はこの年を孝德天皇十年としている)とし、帰朝を白鳳十六年乙丑秋九月であるとしている。しかし水済はこの第二の説に疑問を持っている。この後、様々な疑問を記載している。その理由は、これらに先立つ多武岑寺の縁起が、鎌足より先に定恵が死去すると寺の縁起に問題が生じる矛盾によるものである。

『略記』に、『日本書紀』とも思われる『日本紀』の引

用はみられるが、その『日本紀』には、『日本書紀』にはみられない部分もあり、直接『日本書紀』を引用しているものでもない。また、永濟が『日本書紀』をみているならば、定恵の入唐を白雉四年(六五三)とする説があげられているはずであるが、『略記』には引用されていない。このような矛盾をはらみながらも、永濟は、定恵の入唐を天智六年(六六七)であると考へたらしく、『略記』よりも後に成立した『縁起』では、定恵の入唐を天智六年(六六七)としてゐる。

『縁起』・『略記』の作者ですら疑問を抱いている寺の縁起から、定恵の入唐年を天智六年(六六七)とすることに異論を唱へざるを得ない。定恵が天智六年(六六七)に入唐したことを示す史料は、この『縁起』と『略記』しかなく、しかも『縁起』では、その説の割註に白雉四年(六五三)入唐が記されているのである。

定恵の入唐を白雉五年(六五四)とするのは「貞慧伝」作者の誤記もしくは後世の誤写と考えられ、独立した史料とすべきではなく、このようにみると、定恵の入唐は白雉四年(六五三)とすべきである。

五、結

これまで(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条にみえる遣唐使派遣の記事が信頼できるか否かについて検討してきたが、鬼頭氏が否定の根拠にしておられる、この遣唐使に大使が二人おり、押使が欠けている事の二点は特殊な事例ではなく、(A)『日本書紀』白雉四年(六五三)夏五月辛亥朔壬戌条を否定する根拠にはなり得ない。また、(B)『日本書紀』白雉五年(六五四)二月条に引用された伊吉博得言の遣唐使に関する記事も、渡唐者についての行動を記したものにすぎず、遣唐使の出發に関する記事ではない。この記事は、白雉五年(六五四)の遣唐使を最後に、斉明五年(六五九)まで遣唐使が中断するので、これ以前に入唐していた留学生・留学僧の消息について、伊吉博徳が知っている範囲の留学生・留学僧の消息を記したものであろう。

伊吉博得言にみえる「今年」は白雉五年(六五四)であると考へられるが、白雉五年(六五四)二月条に引用されるべきものではなく、本来は、白雉五年(六五四)秋七月甲戌朔丁酉条に引用すべき所を『日本書紀』編者が誤って

白雉五年（六五四）二月条に引用したと考へる。

上記の理由により、(A)『日本書紀』白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条を疑う理由はなく、この記事は信頼できるものである。したがって、この記事と対をなす(D)『日本書紀』白雉五年（六五四）七月是月条の吉士長丹への二〇〇戸の賜封も信頼すべきである。

大化年代の鎌足の食封についても、『日本書紀』で若干戸とされている事に疑問をもたれているが、戸数が不明だったためこういう表現方法がとられたのであろう。また、『常陸国風土記』久慈郡の条に、「天智天皇の御時に久慈郡にある藤原内大臣の封戸を視察した」とあることより、鎌足に食封が賜与されていた事は信頼できよう。このことに関しては、今後機会を得て論述したい。

大化年代に「食封」という制度があったことは認めても、令制にみられる食封制と大化年代の食封とはその支配・収入等の内容は異なっていたかもしれない。このことに関しても、今後機会を得て論述したい。

最後にあたり、この論考を著すにあたって、指導を賜った水野柳太郎先生と諸先輩方に謝意を表するものである。

註

(1) 鬼頭清明氏「食封制の成立」日本史研究九三 昭和四二年（以下鬼頭氏の論はこの論文を引用）

(2) 北村文治氏「伊吉博徳書考」、『日本古代氏論集上』所収）吉川弘文館 昭和三七年（以下北村氏の論はこの論文を引用）

(3) 坂本太郎氏「日本書紀と伊吉連博徳」、『日本古代史の基礎的研究上 文献編』所収）東京大学出版会 昭和三九年（以下坂本氏の論はこの論文を引用）

(4) 『多武峯縁起』、『神道大系』神社編五 大和国による。

解題によると、この『多武峯縁起』は、建久頃の談山の住僧といわれる上法院覚眼坊法橋永済の草案により、「暦仁二年（延応元年）（一一三九）」に絵縁起が成ったが、その後散逸したためか、所伝によると、文明年中に、一条兼良が永済の製文を修訂したとされている。

また奈良大学図書館蔵書、享保四年（一七一九）刊行、多武峯惣中藏板の『多武峯縁起』には

天智六年（丁卯）入唐（私家入唐年紀日本紀載異今説）以白雉四年癸丑入唐以天智四年乙丑帰朝云云）とあり、神道大系所収『多武峯縁起』とはほぼ一致する。

群書類従所収『多武峯縁起』では、
天智六年（丁卯）入唐。

とあり、この縁起には他の二つにはみえる割註がみられない。

- (5) 『多武峯略記』 上法院永濟撰。建久八年（一一九七）成立。
『神道大系』 神社編五 大和国による。
群書類従に所収されている静胤本は、省略、補入、修辭が施され、また、脱漏も多いため、永濟本を収録した神道大系より引用する。
- (6) 『日本書紀』 白雉四年（六五三）夏五月辛亥朔壬戌条では、道昭と記されているがここでは便宜上道昭とする。
- (7) 水野柳太郎氏「道昭伝考」奈良史学一 昭和五八年
水野氏は、『続日本紀』道昭伝は、『禪院寺縁起』の系統を引くとされている。
- (8) 『貞慧伝』 植垣節也「校訂・家傳上（大織冠傳と貞慧傳）」
（『親和女子大学研究論叢』一号 昭和四三年）より引用。
但し、句読点は論者の意により一部改めた。
- (9) 『荷西記』については、筆者及び成立年不明